

公立大学法人公立鳥取環境大学語学特別講師の採用及び就業に関する規程

平成25年2月7日
鳥取環境大学規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学が任用する教員のうち、語学教育及びこれに関連する活動に従事する教員（以下「語学特別講師」という。）の採用及び就業について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 語学特別講師になることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立鳥取環境大学教員資格審査基準における講師の審査基準に適合する者に準ずる者
- (2) 大学において専任講師以上の経歴を有し、教育及び研究上の能力に優れ、顕著な業績があると認められる者
- (3) 修士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）取得後、助教以上として3年以上の経歴を有し、教育及び研究上の能力に優れ、相当な研究業績があると認められる者
- (4) 博士課程の単位を修得した者で、教育及び研究上の能力に優れ、相当な研究業績があると認められる者
- (5) 専門分野において、特に優れた知識及び業績を有し、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第1号に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）が特に語学特別講師として教育上必要と認められた者

(選考の提案)

第3条 語学特別講師の採用に係る選考手続きは、次項から第7条までの手順に従い行うものとする。

- 2 学部長又は人間形成教育センター長は、語学特別講師を採用しようとする場合は、次の各号に規定する項目により、学長に上申する。
 - (1) 専門分野
 - (2) 人数
 - (3) 年齢
 - (4) 公募・推薦の別
 - (5) その他必要と認められるもの
- 3 学長は、語学特別講師の採用が必要と判断した場合には、採用に関する募集方法、並びに募集要項について人事委員会の審議を求める。

(募集等)

第4条 学長は、前条第3項の審議結果を受け募集を開始する。

(人事委員会による審査)

第5条 人事委員会は語学特別講師の選考に当たり、前条により応募又は推薦があった者について、第2条の規定による審査を行い、採用候補者を決定する。

- 2 人事委員会は、採用候補者の決定に当たっては、必要に応じて採用する専門分野に関する知識と経験を有する者、各学部、研究科及び人間形成教育センターの意見を聴取するものとする。

(審査結果報告)

第6条 人事委員会は、前条により採用候補者を決定したときは、学長に報告する。

(採用の決定及び任命)

第7条 学長は、前条の報告を受けたときは、選考の上採用を決定し、理事長に上申する。

2 理事長は、学長からの上申に基づき、これを任命する。

(提出書類)

第8条 第5条に規定する審査に必要な書類は、公立大学法人公立鳥取環境大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程第11条第2項で定める書類(第3号を除く。)とする。

(任用期間)

第9条 語学特別講師の任用期間は1年以内とする。

2 教学上必要と認められた場合、理事長は1年毎に任期を更新することができる。

(職務)

第10条 語学特別講師の職務は、語学教育及びこれに関連する活動とする。

(勤務時間等)

第11条 語学特別講師の勤務時間は、週4日以内又は週30時間以内とする。

(給与)

第12条 語学特別講師の給与は、勤務条件、年齢、業績等を考慮して理事長が定める。

(手当)

第13条 語学特別講師に支給する手当は、鳥取市若しくはその近郊に居住し通勤する場合に限り、理事長は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程第2条第1項第4号に規定する通勤手当を支給することができる。

(校務)

第14条 語学特別講師は、原則として第10条に規定する職務以外の業務(以下「校務」という。)を免除する。ただし、学長が特に必要と認める場合は、校務への従事を命ずるものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、第3条第2項に係る事務においては学務課が行い、その他の事務においては総務課が行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、語学特別講師の任用等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月7日から施行する。

附 則(平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。